

学生の共同活動拠点「N-base」利用規約

第1章 総則

第1条 学生の共同活動拠点「N-base」の設置

- 1 名古屋市の魅力と活力向上に資する学生活動を推進するため、学生の共同活動拠点を設置する。
- 2 学生の共同活動拠点の名称は、N-base（エヌ・ベース）とする。

第2条 N-baseの基本方針

- 1 N-baseを利用する学生（大学生、短期大学生など）の活動は、学生が他大学の学生や大学・地域・企業・行政などの社会の様々な人々と関わりながら、楽しくのびのびと活動することによって、その成果を社会に還元していくものとする。
- 2 名古屋市と学生の共同活動拠点運營業務委託受託者が運営事務局となり、学生と大学・地域・企業・行政とが相互理解と連携のもとに、協働して活動がなされるように努めなければならない。
- 3 N-baseは、以下の各号の内容を行う。
 - (1) 学生が会議・作業できるミーティングスペースの提供
 - (2) 学生活動に関する様々な情報の提供
 - (3) 連携コーディネーターによる相談コーナーの提供
 - (4) 学生と社会人の交流会や、各種セミナーなどの開催
- 4 N-baseの利用において、以下の各号に示す行為をしてはならない。
 - (1) 宗教的活動（ただし、地域に根付いた催事を除く）
 - (2) 政治的活動
 - (3) 公序良俗に反する活動
 - (4) その他、N-baseの目的に合わない行為

第3条 運営事務局の責務

- 1 運営事務局は、前条の活動の基本方針を踏まえ、学生の活動を推進するために必要な事業を計画し、実施することとする。
- 2 運営事務局は、N-baseを運営するにあたり、学生の意見を十分に反映させるよう努めなければならない。
- 3 運営事務局は、N-baseを利用する学生の活動の成果が十分に社会に還元されるよう、関係者との間で必要な調整を行うものとする。
- 4 運営事務局は、学生に対して市が主催する行催事等について情報提供し、学生の参加機会の創出に努めるものとする。
- 5 運営事務局は、N-baseを利用する学生の活動が大学・地域・企業・行政への理解と関心を深めるものとなるよう、その広報啓発に努めるものとする。

第4条 開館時間

N-baseの開館時間は、午後6時から午後8時45分とする。ただし、特別の事由がある場合においては、運営事務局はこれを変更することができる。

第5条 休館日

N-baseの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日、土曜日、日曜日、第三金曜日及び祝日（国民の休日を含む。）
- (2) 火曜日が祝日であった場合の直後の平日
- (3) ゴールデンウィーク（4月下旬から5月上旬の運営事務局が定める日）
- (4) 夏季休館（8月中旬の運営事務局が定める日）
- (5) 年末年始（12月下旬から1月上旬の運営事務局が定める日）
- (6) その他運営事務局が定める日

第2章 利用について

第6条 利用資格

N-baseを利用する学生は、以下の各号のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) N-baseの趣旨を理解したうえで、積極的に活動する意思がある者
- (2) 利用を申し込んだ時点で年齢が満30歳未満である者

第7条 利用申込

1 N-baseの利用を希望する学生は、運営事務局が指定する利用登録票に必要事項を記入し、大学等から交付された学生証を提示し本人確認を経て、運営事務局（名古屋市）へ提出するものとする。

2 運営事務局は、第7条の利用資格を有し、N-baseの利用を認めた学生に対し、N-base利用証を交付するものとする。

第8条 退会手続

N-base利用証を所持する学生は、以下の各号の場合にN-base利用証を返却し退会するものとする。

- (1) 名古屋市の指定する退会届を提出した場合
- (2) N-base利用証を所持する学生が、第2条に規定する基本方針を逸脱した行為を行った場合
- (3) N-base利用証を所持する学生が、社会的なマナーやルールを逸脱する行為を行った場合

第9条 亡失、損傷

N-baseの備品を亡失又は損傷したときは、運営事務局の指示するところに従っ

て、代品又は相当の代金をもって弁償させる場合がある。

第10条 退館命令

以下の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。

- (1) 伝染性疾患により大学等への出席停止期間中の者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物を伴う者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (4) その他、運営事務局において支障があると認める者

附則

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する